

平成 24 年度 第 6 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 11 月 12 日（月）17 時 30 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

時間がまいりましたので、ただいまから税制調査会を開催します。

本日は、租税特別措置等の見直し、社会保険診療報酬等に係る特例措置について議論をいただくとともに、先月、会計検査院から意見表示が行われました相続財産に係る譲渡所得の課税の特例についても内容を報告し、議論を行いたいと思います。

それでは、カメラの退席をお願いします。

（カメラ退室）

○大久保財務副大臣

それでは、租税特別措置等の見直しについて議論を行います。

租税特別措置等の見直しについては、平成 22 年度税制改正大綱において決定された「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の中で、政策税制措置に該当するものの全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直すとされており、本年度が 4 年目にあたりますので、これまで取り上げてこなかった租税特別措置についても検討を行う必要がございます。

また、これに関連して、これまでの要望ヒアリングで何度かお話のありました、租特透明化法等に基づく適用実態調査の結果については、来年の通常国会に報告することとなっております。本日は調査の状況等について御報告いただきたいと思います。

それでは、これまでの経緯や今後の議論のポイントについて、網屋政務官、石津政務官よりそれぞれ御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○網屋財務大臣政務官

御苦勞様でございます。

それでは、今、大久保副大臣からお話がありました、租税特別措置の見直しについて御説明をさせていただきます。

お手元に財務省の「租税特別措置の見直し」という資料がございます。これをまずお開きをいただきまして、1 ページを御覧ください。

そもそも、今、ございましたように、平成 22 年度の税制改正大綱において、租税特別措置のうち、特定の政策目的により税負担の軽減を行う政策税制措置の全てにふるいをかけて、平成 22 年度税制改正から 4 年間をかけて抜本的に見直すということになっております。

平成 22 年度から 24 年度までの税制改正における見直し状況を示しております。一番上の棒グラフですが、平成 22 年度改正前にあった 241 の政策税制措置のうち、170 を見直しを行い、一番下の方ですが、そのうち 29 項目を廃止、そして 67 項目を縮減

をしたところでは、平成 25 年度は租特の抜本的見直しの最終年度に当たり、見直し未済の措置の検証を行う必要があります。

次のページを御覧いただきますと、2～4 ページまでありますが、このリストは見直し未済措置のうち、今回要望のなかった 67 項目をピックアップしております。

平成 25 年度の税制改正プロセスにおいては、これらの見直しを行うということになりますが、この中には外交上の相互主義に基づく措置とか、課税の不均衡を是正するための措置、また土地政策など、税制措置の前提として位置付けられる国の方針とか政策のあり方の検討を踏まえて、見直しを行うべき措置があることを踏まえつつ、議論をしてまいりたいと思います。

まずは、関係省庁とともに事務的な検証作業を進めて、その結果を踏まえて措置内容の見直しの是非について、改めて、この場で議論をさせていただければと思っております。

続きまして、今、お話がありました「租特透明化法に基づく適用実態調査」という資料が次の資料です。

まず、1 ページにその目的等々を書いてあります。

租特透明化法においては、租税特別措置のうち、法人税関係特別措置について適用実態調査を行うということになっております。租特の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付することとなっており、財務大臣はこれを集計して、その適用実態を調査して、報告書を作成し、内閣として通常国会に報告するとここに書かれています。

2 ページを御覧いただきますと、報告書の内容としましては、透明化法上、措置ごとの適用者の数並びに適用総額、高額適用額及び納税者の分布状況とされておりまして、分布状況に関しては、この規則の中で法人の業種別・資本金階級別、または所得階級別の集計状況とされており、これらの規定に基づいて、資料の右側の「報告書の内容」というのがありますが、こういった報告書を作成することとなっております。

そのひな型が 3 ページから後にあります。3 ページ、4 ページという形で集計が行われていくわけです。

このような制度の下で、23 年の 4 月から 24 年の 3 月末までに終了した事業年度の適用状況について、次期通常国会への報告に向けて現在、計数の精査をしているところです。適用実態調査結果を税制改正のプロセスに速やかに活用したいという観点から、集計データのうち 25 年度税制改正要望項目等にかかわるものについては、11 月の初めぐらいに仮集計を行い、次回の会合に配付をさせていただきたいと思っております。これらのデータをまた関係省庁とも共有した上で、個別に議論を進めさせていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

石津政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

お疲れ様でございます。

私からは、税負担軽減措置等の見直しについてということでございますが、ただいまの網屋政務官の説明と同じようなスタイルで、資料をもって説明をさせていただきたいと思っております。

地方税につきましても、国税と同様、平成 22 年度税制改正大綱におきまして、税負担軽減措置等のうち、政策税制措置に該当するものの全てを平成 22 年度税制改正から 4 年間で抜本的に見直すとなっております。

資料の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。まず、地方税につきましては、平成 22 年度税制改正前にあった政策税制措置 286 項目のうち、195 項目の見直しを行いまして、106 項目を廃止、そして 30 項目を縮減したというところでございます。

続きまして、資料の 2 ページ目以降についてでありますが見直し未済措置のうち、平成 25 年度税制改正で要望のなかった項目、これは 80 措置でございますが、その一覽でございますので、御覧をいただきたいと思っております。

これらの措置につきましては、平成 25 年度税制改正プロセスにおいて見直しを行うこととなりますが、国税と同様、課税の不均衡を是正するための措置や、税制措置の前提として位置付けられる国の方針や政策のあり方の検討を踏まえて、見直しを行うべきものが含まれておるものと考えてございます。

こうした仕分けを行いつつ、まずは関係省庁とともに事務的に検証作業を進め、その結果を踏まえて、措置内容の見直しの是非について、改めて、この場で議論をさせていただければと考えております。

次に、税負担軽減措置等の透明化について説明をさせていただきたいと思っております。これもお手元にお配りいたしました「税負担軽減措置等の透明化」という表題の資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、1 ページ目でございます。地方税におきましても、税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、総務大臣が毎年度、地方税の税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を作成いたしまして、国会に提出及び公表することが地方税法で規定されておるところでございます。

具体的に、どういう税負担軽減措置等が対象になるかということでございますが、1 つは地方税法に規定する税負担軽減措置等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの、もう一つは住民税及び事業税の税負担軽減措置等のうち、法人税の租税特別措置の直接の影響を受けるものという 2 種類のものでございます。

続きまして、2 ページを御覧いただきたいと思っております。現在、来年の通常国会への報告書の提出に向けまして数値の集計及び精査を進めているところでございますが、現段階で考えている報告書のイメージでございますので、御覧をいただきたいと思

ます。

3 ページ目以降の資料でございますが、地方税につきましても、租税特別措置と同様に、国会報告の対象となっている地方税の税負担軽減措置等のうち、平成 25 年度税制改正における要望項目や見直し未済項目に関わるものについて、特例ごとの適用額の総額等をこのような形式で次回の会合で配付させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、以上の説明に対して御質問・御意見がございましたら、挙手をお願いします。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

野党時代からこの租特透明化法を準備して成立させ、ようやく、この結果が出てくるということで、わくわくしながら、この数値が出てくることを楽しみにしていたのです。

こういう場でございますので、今回出てくるのは確か、去年の 4 月 1 日から今年の 3 月 31 日までの間に迎える租特ですね。そうすると、2 年間あるいは 3 年間の見直し、長いものは 5 年というのがあると思いますが、そうすると、今年に結果が出てきたものの、この改定期というのは、2 年改正だと来年がちょうど見直しの時期に当たるということで、こうして我々は政府税調でも随分議論しているわけですが、できれば租特仕分けをやってはどうか、ということをおはあちらこちらで提言したことがございます。

是非、税調の皆さん方もこういうのを、正に専門家やいろいろな方々を前にして、本当にこの租税特別措置というのは効果が上がっているのだろうか。もともと、本来払わなければいけない税を、ある意味では払わなくてもいいという形で、事実上の補助金になっているわけですから、これは相当、公平性ということを犠牲にしながら、しかし、それにもかかわらずそれを上回る効果が上がっているということで認めてきている経過がありますので、是非、やはり私は今後、これから政権がどうなっていくか、分かりませんが、租特仕訳という形で活用方は進めていくべきではないか。そして、翌年の税制改正にそれが生かされていくという流れをたどっていただければと思っています。これが 1 点目です。

もう一つは、私も法律は読んでいたのですし、自分で説明をしたことがございますが、租特透明化法の施行規則を今日初めて見たわけでございます。

その中で、2 項のところに「法人の業種別、資本金の額若しくは出資金の額の階級別若しくは法人の所得の金額若しくは連結所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする」となっているわけですが、これからマイナンバ

一がもし法人に付番されるということを前提として、これはできれば、当然のことながら、企業の番号があれば企業の雇用数というものがはっきり出てくるだろうと思います。

そうすると、これは雇用の形態にもよりますが、正規雇用、非正規雇用もあると思うのですが、この企業は雇用という面ではどういう形で展開をしているのかということは結構大きいポイントになるのではないかと。つまり、雇用の増加につながるのであれば、これは認めていいのではないかと。この間、我々は随分議論しましたし、私は、今のデフレの大きな要因というのは、そういう雇用状況が非常に落ち込んでいるということがございますので、この規則を見て、雇用というところを少し前面に統計データを出す場合には、我々が判断できるようにきちんと出していただけならばと思ったりしておりますので、その点は私の意見として申し上げておきたいと思えます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。

租特の仕分け及び企業に関しては、雇用も入れるといった提案がありました。これに関する意見もしくはそれ以外でも結構です。

中野会長代行、お願いします。

○中野民主党税制調査会長代行

ちょっと粗っぽいことで申し上げますが、今日まで税調、党税調をやってきて思うのは、この租特については大分、党税調としてもカットする方向で、去年、おとし、努力をしてきました。そういう中で、適用件数が極めて少ないがある。しかし、それが重点要望で継続が出てくることがある。

なぜかと思ってみると、やはり1つは時代に合わなくなってきた。例えば何かの機械を共同利用するために入れる。ところが、その機械がもう古くなって、今や、その機械は製造されていないもの、そういうものも出てきている。しかし、いろいろ精査してやると、新しい機械で、高いけれども、それだったら適用というか、申請をしたというものがあるとか、時代遅れのものがあったり、いろいろする。それが何か惰性で自動的に延長要請が出たりしている。やはり、この辺のことをかなり精査する必要というのはあるのではないかと思います。

一方で、租特の対象にしながら、一方では補助金なりで、給付でまた助成をしている。これの連携、チェックの連携が必ずしも十分とれていないということもあったりいたしました。使い勝手が悪い代表というのは、櫻井副大臣がこのごろ言っておられるけれども、中小企業の承継税制というのは、正に使い勝手を悪くしているのです。もう最初からこのくらいに絞ろうという目標値みたいなものにして、そこに近づけるために使い勝手を悪くするみたいな、意地悪く見ればそうも思えるような、当事者からすればそういうところもある。やはり、そういうことも含めて精査しないといけな

いのではないかという気はいたします。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

今、財務省といろいろ議論させていただいているのですが、その中で、事例を挙げて申し上げますが、研究開発投資減税に関して言うと、これは減税の規模が大きいから、余りに減税額が大きくなるからできないという議論をされるのですが、これは使われているわけです。研究開発というのはものすごく大事なことだけれども、それはそういう理由でだめになり、一方で他のものに関して言うと、これは使われていないからもう要らないでしょうと言われるわけです。

これはどっちにしろ、みんなだめなのです。そして租特というのは、私はお試しだと思っているので、ある程度、こういうことになるのではないかと言ったら、それに対してやるか、やらないかは最終的な政治決断だと思っているのですが、これすらやらせてもらえない。だから、だめなものを潰す。今、峰崎参与、中野会長代行がおっしゃるとおりなのです。それと併せて、今のような議論をされたら何もできないのです。

だから私は、我々だけよく言われるので、財務省に反省書を書いてもらいたいところがあるのですけれども、この20年間の税収が何でこれだけ落ち込んできたのか、今までの税調の議論とか予算の査定とか、こういった、どこに問題点があったのか、財務省としてどう思っているのか、それについて私は報告してもらいたいと思っています。今まで査定してきたのはそこですから、そういうやり方をしてきたところに問題点がなかったのかどうかの総括も是非していただきたい。このことについては強く要望したいと思います。

○大久保財務副大臣

他にございませんか。

3人の先生方から提案がございました。実は次回、租特透明化法に関連してデータが出てきます。こういったものを、3人の指摘を踏まえまして、また議論していきたいと思っております。

櫻井副大臣のことにしましては、私の方で引き取りたいと思います。また後日、回答したいと思います。

次にいってもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

それでは、網屋政務官、石津政務官の説明のとおり、租特透明化法等の調査結果については、現時点で仮集計したものを次回の会合に報告したいと思います。よろしく

お願いします。

次にいきたいと思います。次に、社会保険診療報酬等に係る特例措置について議論を行います。

まず、所得税の社会保険診療報酬の所得計算の特例措置を取り上げます。この措置については、昨年度、会計検査院からの指摘を受けて本調査会で議論が行われ、税制改正大綱の中で「厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討する」とされたものです。そこで本日は、櫻井副大臣から適用実態の調査結果を御報告いただき、その上で議論を行いたいと思います。

なお、特に御説明はしませんが、本件についての昨年の税制調査会の資料を御参考としてお手元に配付しております。御確認ください。

それでは、櫻井副大臣より御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○櫻井厚生労働副大臣

本日は、厚生労働省において、関係団体を通じて社会保険診療報酬の所得計算の特例措置に関する適用実態調査を行いましたので、その結果を御報告させていただきます。

すみません、かなり数字が出てまいりますので、事務方から調査の結果について報告させた後、私から調査結果のまとめを説明させていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

それでは、事務方、よろしく申し上げます。

○吉岡厚生労働省医政局総務課長

医政局の総務課長です。お手元の厚生労働省からの提出資料に沿いまして御報告をさせていただきます。

1 ページ目は、特例措置の概要を掲げたものでございます。

2 ページ目でございます。まず、そもそも今回、実態調査を行うに至りましたのは、昨年 10 月に会計検査院から意見表示を受けたことを契機としております。その指摘では 3 つの事例が掲げられているところでございます。

1 点目は、多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬 5,000 万円以下であることにより特例を適用していること。

2 点目は、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額の措置法差額が生じていること。

3 点目は、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していること。

こういう 3 点でございます。これを受けまして、今回、実態調査を行ったものでございます。

3 ページをお開きください。今回の調査につきましては、厚生労働省において、日

本医師会、日本歯科医師会の協力を得まして、今年の6月から8月にかけてアンケート調査を実施をいたしました。

4ページからがその概要でございます。アンケートは約7,000の診療所を対象に実施しまして、有効回答数は3,189、そのうち社会保険診療報酬5,000万円以下のものは1,330でございます。

更に、このうち特例措置の適用者数は565、社会保険診療報酬5,000万円以下の総数に対して42.5%という結果でございます。

一方で、非適用者数でございますが、社会保険診療報酬5,000万円以下の総数に対して55.6%でございます。

次の5ページをお開きください。ここからは適用者について属性別に見たものでございます。

まず、このページは医師についてのものでございますけれども、年齢別では適用者数312人のうち、70歳以上の層は42%と最も多い割合を占めています。

また、適用者のうち、実額計算者。これは確定申告書の付表に実額経費を記載している者と定義しておりますが、この割合は全体平均では70.5%ですが、70歳以上で見ますと55%と相当程度低くなっております。

更に、実額計算者の割合は全体では70.5%と相当高いように見えますけれども、実額を正確に記帳していると回答した者は54.5%と低くなっておりまして、実額計算者の中にも正確な記帳が困難であると回答している者が相当数いるということでございます。

これは、概算経費率を適用する場合の様式に実額経費を記載する欄が設けられていることから、正確な経費の記載が困難でも、把握できる範囲で実額経費を記載している者がいるということを示しているものと考えております。

6ページでございます。同じものを歯科医師で見たものでございますが、医師とおおむね同様の傾向でございます。

特に歯科医師の場合、社会保険診療報酬2,500万円以下の層が41.9%と、医師に比べて更に小規模医療機関が多いという結果となっております。

7ページでございます。適用者について、総収入別で見たものでございます。

まず、医師ですが、総収入が5,000万円以下の適用者数は全体の75.3%、5,000万円超の適用者数は全体の12.2%でございます。

一番右側の欄に自由診療収入の割合を掲げておりますが、全体の平均では10.1%ですが、総収入7,000万円超の適用者では40%を超えているという状況でございます。

8ページでございます。同じものを歯科医師について見たものでございます。

総収入が5,000万円以下の適用者数は86.2%、5,000万円超の適用者数が5.1%と、医師に比べてより小規模医療機関が多いという結果でございます。

次に、9ページでございます。概算経費率を適用した者の概算経費率と実額経費率、

すなわち実際にかかった経費の割合でございますが、それを比較したものでございます。

医師につきましては、概算経費率の平均値は右から2番目のところ、70.3%であります。実額経費率の平均値は右から3番目、48.5%でございます、その差は21.6%でした。

歯科医師につきましては、概算経費率の平均値は71.0%、実額経費率の平均値は53.7%と、その差は17.3%でございます。

一方で、この表の欄外に書いておりますが、実額計算をしているけれども、概算経費率を適用していない方もいるわけでありまして。こうした非適用者も含めた社会保険診療報酬5,000万円以下の者全体の実額経費率の平均は、医師が72.2%、歯科医師が69.6%ということでございましたので、現在の概算経費率とおおむね同様の水準であったと言えるのではなかろうかと考えております。

次に、10ページでございます。本特例措置の適用理由を聞いたものです。

まず医師ですが、適用者全体のうち、事務負担の軽減、概算経費の有利性というものを適用理由としている者が、一番下の欄で、ともに約6割という状況でございます。

一方で、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層では、事務負担の軽減を理由とする割合が約7割、概算経費の有利性を理由とする者が約4割となっております、概算経費の有利性よりも事務負担の軽減を理由としている者が相当程度多いという結果となっております。

11ページでございます。歯科医師の適用理由ですが、同様に、全体平均に比べまして70歳以上の層では、事務負担の軽減を理由とする者の割合が相当程度高いという結果になっております。

12ページでございます。本特例措置が廃止された場合の影響を聞いたものでございます。

医師につきましては、一番下の欄、適用者全体のうち41%が「事業の継続ができなくなる恐れがある」と回答しております。

特に、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層では「事業の継続ができなくなる恐れがある」と答えた者がそれぞれ58%、55.7%と平均よりも相当程度高くなっております。

最後に、13ページでございます。歯科医師につきましても医師と同様に「事業の継続ができなくなる恐れがある」と回答した者が、70歳以上の層や社会保険診療報酬2,500万円以下の層において平均よりも高いという状況になっております。

以上が実態調査の結果でございます。

○大久保財務副大臣

お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

今、報告があったとおりでございます。

最後の 14 ページに結果の調査のまとめをつけさせていただいておりますが、是非、お願いしたいのは、税のテクニカルなことを議論するだけではなくて、社会の実態を踏まえた上で、税制のことを御議論していただきたいということでございます。

今回のように、特例措置の適用者というのは、高齢者層、社会保険診療報酬 2,500 万円以下の小規模医療機関層が多くなっております。この人たちが一体どうなるのかというと、例で申し上げますが、全国で 70 歳以上の高齢医師が 1 人で地域医療を支えている無医地区等は、75 市町村 141 地区に及んでおります。こうやって高齢者の方々が実際に 1 人で医療を支えてくださっていて、もしこの方々が辞めることになった場合に、どれだけの影響があるのかということをお勘案して、是非、御議論をいただきたいと思っております。

これは、診療科を問うておりません。実は私の地元の登米市というところは、人口 10 万人ですけれども、現在、お産をやっている診療所はたった 1 つです。病院でもやっております。この方は 75 歳になられたかな、その方 1 人でやられていて、他に医者が出たとしても、実は診療科で見ると、こういう実態はこの数字以上にはるかに大きな数字になっているということです。

ですから、このことを踏まえた上で、一体どうするべきなのかという議論をいただきたいと思っておりますし、我々は地域医療を支えるために、この制度の継続を望んでおります。

ただし、一方で、会計検査院から御指摘がありましたとおり、適用者の中には多額の自由診療報酬を得ている人たちも存在しているということは明らかになりました。ですから、こういった人たちに関して言えば、事務処理負担の軽減を図るという趣旨から踏まえてくると、自由診療収入を含めた収入額が一定額以上の人たちに対しては、適用対象から除外するという見直し、これは会計検査院から言われておるので、我々もそのことについて見直しをしたいと考えているところでございます。

なお、適用者の実額経費率は、概算経費率に比して低くなっているものの、社会保険診療報酬 5,000 万円以下の層全体の 6 割を占める非適用者の実額経費率は、概算経費率も高いと考えられること。非適用者も含めた社会保険診療報酬 5,000 万円以下のもの全体の実額経費率の平均は約 7 割となっていることから、現行の概算経費率の水準には合理性があると考えております。階層によっては、適用者の多くが実額計算しておりますけれども、実額計算しているものの中に正確な記帳が困難であるという回答をする人たちが相当存在している。特に高齢者の場合に多かったのですが、こういうことも明らかになっております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。

以上、厚生労働省の説明に対して、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。

網屋政務官、どうぞ。

○網屋財務大臣政務官

ありがとうございます。

参考までに、昨年 11 月 15 日にお配りした資料、これは「社会保険診療報酬に係る特例措置」について、これは今、御指摘いただいた会計検査院の指摘のポイントをまとめたものです。これをお配りしていると思います。ページ数でいうと、3 ページ、先ほど厚生労働省の方から御説明があった 3 つのポイントについて、少しだけ検証してみたので、そこだけ少し御報告をさせていただきます。

多額の自由診療報酬があっても社会保険診療報酬の金額が 5,000 万円以下であることにより特例を適用している。この指摘については、会計検査院では約 15%がそういう人ではないかという御指摘がありましたが、先ほどの御説明では、7 ページ、全体の特例適用者のうち、医師が 12%、歯科医師が 5.1%。また自由診療収入の割合は、検査院では 12.4%だったのですけれども、今回、医師の場合は 10%、歯科医師は 9.4%ということになっております。

2 番目に、概算経費率の問題。概算経費率と実際の経費率に開差があるのではないか。これが 4 ページですが、会計検査院は 18.8%という指摘をしているところですが、先ほどの御説明では、9 ページのところ、医師が 21.6%、歯科医師が 17.3%。

もう一つ、3 番目のポイントが、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、有利な方をとっているのではないかという指摘もありましたが、これが会計検査院の指摘では 85.7%ということでしたけれども、先ほどの御説明では、7 ページと 8 ページのように、医師の場合が 70.5%、歯科医師が 75.1%という結果でした。

そういう意味では、会計検査院からの御指摘があった部分と、今、厚生労働省のお調べになった数字というものは、逆に裏づける形になっているのかなという感じを持っております。今、櫻井副大臣からありましたように、もちろん、この数字は合理性があることだと思っております。特例が廃止された場合に、事業の継続ができなくなる。それは本当に問題だ。実額計算の中でも、記帳が困難な人がいらっしゃる。これもまた実情だと思っております。特に小規模医療機関の記帳事務の実態ですとか、特に歯科医師さんも含めて自由診療の収入階層の状況、実際にどれぐらい事務負担があるのか。その辺の議論を掘り下げて概算経費率の検証も含めて、少し検討を行っていただいて、もう一度我々と議論をさせていただければと思います。

おっしゃっている実態はよく分かっていますので、細かいところで申し訳ないです。

○櫻井厚生労働副大臣

繰り返しになりますけれども、税のテクニカルな話よりも実態のことについてどうされるのかということ議論してください。医師不足というものは深刻な問題で、我々、

医師定数を増やしているわけです。医師定数を増やして、この人たちが卒業されるまで結局6年かかります。それから、インターンで2年かかるのです。そうすると、その8年間の間、どういう形で地域医療を担っていただくのかということはものすごい課題なのです。ですから、税の原則は税の原則として話はお伺いしますが、繰り返しのようになりますが、こういったことで、もし地域医療を支えていく方々がやめていくということになったときの損失と、どちらが大きいのかということの是非、考えていただきたい。この点についてはお願いしたい。

我々も、決して全部このままにしてくれとは言っていないで、自由診療分の高い人たち、これは高齢者の方々ではないと思っていますから、収入を大体調べてみました。そうすると、1日何人ぐらい診られているのかとか、その点から考えてくると、ある程度の規模以上の方々であれば、実額計算もできるであろうし、このの方々に対してはきちんと手当てをしていくので、ある程度の措置は認めていただきたい。この点については、御理解いただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

網屋政務官、どうぞ。

○網屋財務大臣政務官

櫻井副大臣がおっしゃることは本当によく理解しておりますので、第三者への説明のできるような形で、少し細かいところでデータ等を出していただいて、おっしゃっている危機感というものは私たちも共有していると思いますので、そういうつもりで細かいところで詰めさせていただきますということです。

○櫻井厚生労働副大臣

了解です。

○大久保財務副大臣

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

今のやりとりで何も付け加えることはないのかもしれませんが、私はよく税理士の人たちと話をするとき、例の業種別に5,000万円以下の人たちの消費税の仕入税額控除をいわゆる概算でやってしまう。そのときに、概算でやるかそれとも実額でやるかということについての基準というものは、計算をし終わった後ではなくて、いわゆる年度に入る前に決めなくてはならない。

実額でやるのがいいのか、概算でやった方がいいのかは、判断できてからやらせてもらいたいという意見がよく出てくるので、この話を聞くたびに、櫻井副大臣のおっしゃったことは目的が非常にはっきりしていて、それを地域医療や医師不足といったところをできる限り残していこうよということについては、もしそれをしたとしても、そういうところには概算でやってくださいと。あるいは、それ以外はかなりしっかりとしたところは、そういうものではない、きちんと両方比べて判断するということと

か、他の消費税のときの仕入税額のところと診療報酬のところ、同じような問題が公平性という点でどうなのかなという感じを前々から持っていたものですから、こちら辺も最後のやりとりのところで議論していただければと思います。

○大久保財務副大臣

次に移ってもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

それでは、引き続き、この項目について政務折衝等の機会を通じて、議論していただきたいと思えます。

次に、同じく昨年度の税制改正大綱で検討事項とされました事業税に係る特例措置について、厚生労働省の考え方を御説明いただいた上で、引き続き税制当局としての考え方を石津政務官に御説明をいただき、最後に委員の皆様より審議をいただきたいと思えます。

それでは、櫻井副大臣、よろしく申し上げます。

○櫻井厚生労働副大臣

先日のヒアリングにおいて、事業税に関して社会保険診療報酬にかかわる非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分にかかわる軽減措置について、引き続き存続を要望する旨、説明させていただきました。前回も官民格差について申し上げましたが、改めて説明させていただきたいと思えます。

まず1ページ目を見ていただきたいのですが、このように医療法人というものは、社会保険診療報酬が非課税とされています。社会保険診療以外の部分の所得、例えば労災保険の診療報酬とか助産に関わる収入金額というものは、軽減税率とはいえ課税されております。一方、国や地方公共団体が運営する医療機関は非課税となっております。

もう一つは、1施設当たりの税金、補助金・負担金の比較をさせていただきたいと思えます。2ページにありますとおり、税金で法人税、住民税に関して申し上げれば、年額約2,400万円医療法人の方の負担が重くなっております。一方で、逆に補助金が公立病院には投入されておまして、公立病院は医療法人に比べて6億2,000万円多くなってきております。

なお、公立病院については、事業税に加えて、固定資産税等も非課税となっていることから、税負担の差は更に大きいものと考えております。

公立病院に対してですけれども、他の会計から繰入金、すなわち一般会計等からの繰入金の金額の総額は、平成22年度決算で5,417億円、総収入に対する割合が13.6%となっているところでございます。

要するに、こうやってどこで公平性を担保してくるのかということ、一般の法人と民間の病院が競争しているわけでは何でもございませぬ。民間の病院は同じ医療保険制

度の中で、官民でこうやって差がある中で、民間は一生懸命運営しているということです。私は4年間国立病院で働いておりましたから、国立病院の実態はよく分かっているつもりでして、そこで何をやっているのかというと、政策医療をやれと言われてきましたが、政策医療だけではとてもではないけれども、経営が成り立たないので、もちろん民間がやられるような一般医療も実はやってきております。それから、兼業禁止なので毎月いっぱい辞めますが、私が今、勤務させていただいている病院は、民間の病院ではありますけれども、ここは救急医療などもきちんと担っていて、公的な部分についてもきちんとやってきております。

しかし、こういうことをやってきても、実際のところは官民で大きな格差があって、とても競争できる現状にはございません。今、行っているところは多賀城市というところですが、ここには公立病院がございません。今度分院を作りましたが、利府のところにも公立病院がなく、こうやって地域医療をきちんと民間の部分でも担ってきているわけですから、このところについては、是非、官民格差の是正という点から比較をしていただきたい。このことをお願い申し上げたいと思います。

○大久保財務副大臣

続きまして、石津政務官から、税制当局の考え方を御説明をお願いします。

○石津総務大臣政務官

それでは、総務省提出資料に沿って「事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について」、説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の1ページ、社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置は、国税の法人税においては課税とする一方、地方税である事業税は法律で一律に課税できないものとなっております。他の事業と同様に、原則として課税されるべきではないかと考えてございます。

2ページ、医療法人の自由診療に対する軽減税率の適用は、医療法人が行う自由診療を対象に国税の法人税にはない軽減税率を一律に適用する措置でありまして、地域医療の確保に一定の貢献をしている法人を対象を限定すべきではないかと考えてございます。

3ページ、これらの特例措置につきましては、平成24年度税制改正大綱で決定された方針をお示ししてございます。まず、社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置については、「地域医療を確保するために必要な措置について、引き続き検討します」とされておりまして、一方で医療法人の自由診療に対する軽減税率については、「地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論」を踏まえながら、「平成25年度税制改正において検討する」となっております。今回の税制改正において重点的に議論をしていただく必要があると考えております。

4ページ、これらの特例措置は平成22年度以降の税制改正大綱で毎年度、検討事項と位置付けられているものでございまして、参考までに22年度、そして23年度の大

綱の抜粋をお示ししているところでございます。

5 ページ、10 月 25 日の税制調査会ヒアリングでの各団体の提出資料におきまして、全国知事会だけではなく、連合や日本税理士会連合会からもこうした特例措置については見直すべきものという意見をいただいておりますので、参考にお付けさせていただきました。

6 ページ、ただいま櫻井副大臣から御指摘のありました公立病院についての資料でございます。全国の病院に占める自治体病院の割合は 11%でございます。

7 ページ、これに対しまして、へき地医療拠点病院の 67.5%、災害拠点病院の 43.5%を占めるなど、公立病院は不採算医療分野で大きな役割を果たしていると認識してございます。地方公共団体の一般会計から公立病院に対して負担金等を支出しているのは、こうした公立病院の役割に対応したものと考えております。

次に、厚生労働省提出資料について意見を申し上げたいと思います。

事業税の特例措置に関する資料の 3 ページ、「医療関係団体の主張」の最後に、「自由診療にも先進医療など公共性があるものが多い」と書かれておりますが、厚生労働省も全ての自由診療の公共性が高いと主張されているわけではないと理解しております。どのような自由診療が地域医療の確保に貢献しているのか、今後協議して共通認識を得ていきたいと考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

また、所得計算の特例に関する資料の 14 ページ、調査結果のまとめにおきまして、「自由診療収入も含めた収入額が一定額以上のものを適用対象から除外する見直しを行う」と書かれておりますが、同じ医療機関に対する特例措置であるにもかかわらず、国税については見直し案が示され、地方税である事業税につきましては見直しの方向が示されておられません。政務折衝までには御準備の上、お示しをいただければ有り難いと考えてございます。

3 年間の税制改正大綱において検討事項と位置付けられた事実の重みに鑑み、真摯に見直しを検討されることをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○大久保財務副大臣

それでは、討議に入りたいと思います。

櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

まず、国税のことが議論になりました。国税が株式会社と医療法人の法人税率が一緒だということ自体、私はおかしいと思っています。つまり、診療報酬の中で規定されて活動している方々と株式会社と、もう一つ申し上げておきますけれども、医療機関は相当な公益性と申しますか、公共性を担ってきているわけであって、これが本当に法人税が等しいことがイコールであることが適正かどうかということについて、私は相当疑問を感じておまして、まずそこから根本的に私は御議論をいただきたいと

思います。

先ほど、余りこういうことは本当は言いたくありませんけれども、へき地医療やいろいろなことについて手当てをしているのだという話がありました。それはそのとおりだと思います。しかし、職員の賃金はどのくらい違うのでしょうか。まず、その辺の実態からお示しいただかないと、今の説明は全く違います。私は正直に申し上げて、こういうことを言われるから、この場面でこう言わなければいけないのですが、私は民間の医療機関で働いている看護師さんたちや事務職員の方々の給料は決して高くはないと思っています。本当は公立病院並みになった方がいいと思います。

しかし、今のような形で補助金の病院に入れたことに対して、へき地医療とか何とかだから、それに対してというのであれば、人件費をまずは出してください。そういう説明は私は全然違うと思います。公立の病院の名前は忘れましたが、例えばニュートリションサポートチームを作ったことによって、2億円も赤字減額した公立病院もありますね。東口先生がいらっしゃるところ。そういう果たして努力をどこまでやってきているのでしょうか。民間の医療機関は赤字になったら潰れるから必死になってやっているのです。それなのに、公立病院が果たしてどこまで担っているのか。

先ほどのところで、いろいろな手当てがありましたけれども、結果的にこれは例えば民間にもし譲渡するといったら、どれくらいの企業が手を挙げてくるのでしょうか。医療法人がどれだけ手を挙げてくるのでしょうか。それはもともとのことを申し上げておきますが、地域医療は戦後、国公立や公立でやっていかなければ、地域医療の担い手がいなかったから始まったことであって、今や民間でも十分にいろいろな地域はやれているわけです。今の御説明であれば、私は民間に譲渡できる部分はもっと民間に譲渡して行って、その上で本当に政策医療として必要な部分に関してだけ公立病院が担うようなことをやっていかれた方がいいのではないかと思います。

例えば今の予算の中で、2兆数千億円要求要望のところもいろいろあって、はみ出しているのです。では、一体どここのところを抑えるのかという話になるのであれば、私は本当にこんなことを言いたくないですけども、今のような説明をされるのであれば、是非この5,000億円のところだって、ちゃんと見直してくださいね。これについて、ちゃんと効率化をしていただく。そういうことをやっていただかないといけない。

もう一つは、繰り返しになりますけれども、公立病院は固定資産税から何から非課税です。そうであれば、そこはどうされるのですか。民間病院に対して、民間病院はその地域に公立病院がない場合は全部担ってやっていますよと、代わりにやっているのです。そういったことを全然勘案することなしに、一方的に今のような御議論をされるのは、私は実態を知らない方がお話をされているのではないかと思います。

○大久保財務副大臣

石津政務官、どうぞ。

○石津総務大臣政務官

今、櫻井副大臣からの御指摘につきましては引き取らせていただきまして、きちんと精査をしたいと思えます。特にこれは今、私の立場で言うべきことではないかもしれませんが、例えば今の御指摘の中で一つ私が気になりますのは、いわゆる公立病院に努めている職員の給料の水準。そして、民間の方々の給料の水準を見ますと、平均的には高い方なのだろうなという実感を私も持っております。しかし、これはこの税制の問題だけではなくて、もっともといわゆる国民の命を預かる医療機関として、抜本的にもっとも大きな網の中でしっかりと検討をしていかなければならない大きなテーマだろうと私は認識しました。

○櫻井厚生労働副大臣

改めて議論をしていただきたいと思うのは、国税の法人税そのものも本当にこれでいいのかどうかの議論だと私は思っているのです。繰り返しになりますが、基本的にいうと、今の医療法自体で同じ診療報酬で官と民が一緒に同じ医療をやっているのです。では、この実態はどこを民でやって、どこが官であるのか、そして民の方が本当にもうかるところだけしかやらないので、だったらそこに対して課税をしますと言うのであれば、これは分かるのです。

だけれども、救急だって何だってもうからないところを民が随分やっているではないですか。そういうことも全体を踏まえて上で御議論をいただかないと、繰り返しになりますけれども、この法人を前々からの資料は一般法人と医療法人を比較して優遇されている、されていないの話です。私は土俵が違うと思っておりますから、土俵が違うと思っておりますので、そういうことの全体を含めて、是非御議論をいただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

もしよろしかったら、引き続き、政務折衝等の機会を通じまして、議論を続けていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。では、次に行きたいと思えます。

次に、昨年度に引き続いて、個別の租税特別措置に関して、会計検査院から見直しを求める意見表示が財務省に対して出されましたので、概要について事務方の方で説明をお願いします。よろしくをお願いします。

○井上財務省主税局税制第一課長

それでは、御説明をいたします。お手元の資料「会計検査院の意見表示について（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例）」と書いた資料について、簡潔に御説明をさせていただきます。

目次を過ぎまして、1 ページ、これは先月 10 月 19 日に会計検査院から意見表示があ

りましたものです。まず制度の概要です。

相続等による財産の取得をした個人が一定期間内にその相続財産を譲渡した場合には、譲渡所得の金額の計算上、控除をする取得費に譲渡した相続財産に対応する相続税額を加算することができるということにされております。これは相続税の課税対象となった相続財産の譲渡が相続直後に行われる場合には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課されることによる負担の調整を図るためのものと整理されております。

こうした規定につきまして、2 ですけども、平成 5 年に更なる特例が設けられております。具体的には、当時の地価動向や譲渡益に対する税率引上げなどの事情に鑑み、相続財産である土地等の一部を譲渡した場合には、譲渡していない部分を含む全ての土地などに対応する相続税額を取得費に加算することができることになったものであります。

2 ページ、ここに制度の経緯について書いています。昭和 45 年に創設されましたこの制度は、ただいま申し上げましたとおり、平成 5 年に当時の地価動向、土地等を譲渡した場合の税率の引上げ、更には物納した場合との負担のバランスの調整を図るといった事情に鑑み、相続土地などの一部を譲渡した場合でも全ての相続土地等に対応する相続税相当額を加算する特例が創設されたものです。

3 ページ、会計検査院の意見表示のポイントです。この検査はこちらに書いてありませんが、平成 21 年、22 年合計で延べ 1,966 人の方のデータを会計検査院が調査をされたものです。

3 ページ、まず、実地検査におきまして、取得費の加算割合が譲渡割合に比べて著しく高いずれが多く見られたと書かれております。簡潔に申し上げますと、本来であれば、譲渡した土地に対応する相続税額しか取得費の加算額にできないところ、この特例により全ての土地の相続税額を取得費に加算をした結果、譲渡収入から控除できます取得費加算額が 2 倍以上に膨れ上がっているケースがあると。そういう者が全体の 52.9%、額で言えば全体の 63.4%を占めているという御指摘です。また、結果として譲渡所得がこれによって生じなかった者も見受けられたということです。

またということで 2 つ目の○ですが、平成 5 年の改正の影響をこの調査をした方々について、試算をしておられます。平成 5 年の前の制度に比べて、取得費の加算額が 786 億円増加、その結果、取得税額が 118 億円減少したという結果です。

4 ページ、この検査結果に基づき会計検査院はここに書いてありますア～ウの状況を踏まえて、本特例措置の必要性が著しく低下していると指摘をされています。

ア、土地の下落などにより土地等の相続税評価額は大きく減少している。

イ、土地等に係る譲渡所得の税率も 30%から 15%に半減しているということ。

ウ、相続税の物納申請者数が急減し、物納による非課税とされる所得税額も著しく減少しているということです。

最後に 5 ページです。会計検査院としましては、最初の○ですが、この特例が有効

かつ公平に機能しているかの検証を行った上で、特例について相続財産の処分が相続直後に行われる場合における相続税と所得税の負担の調整という本来の趣旨に沿った適切なものとするための検討を行う必要があると指摘が行われております。

検討の方向性で書いていますが、以上の会計検査院からの御指摘を踏まえ、特例が有効かつ公平に機能しているかどうか、検証を行う必要があると考えています。

以上です。

○大久保財務副大臣

それでは、この問題については、ただいま御説明されたとおり、会計検査院からの指摘を踏まえ、本特例が有効かつ公平に機能しているか。制度本来の趣旨に沿ったものとなっているかどうかについて、事務的な検討を引き続き進めさせたいと考えています。特段の御意見はありますでしょうか。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

これは国土交通省が實際上、こういう問題についての意見を、我々としては考えているということの対象になりますか。

○井上財務省主税局税制第一課長

これは相続税の全体の仕組みの話ですので、課税当局でまず検討したいと思います。

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか。

これで本日の議題は全て終了しましたので、本日の会議は以上で終了をしたいと思います。どうもありがとうございました。

記者会見は5分後に行いたいと思います。よろしく申し上げます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。